阿賀野市告示第４６号

阿賀野市新型コロナウイルスＰＣＲ検査補助金交付要綱を次のように定める。

令和４年３月２２日

阿賀野市長　田　中　清　善

阿賀野市新型コロナウイルスＰＣＲ検査補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、本人の希望により行う新型コロナウイルス感染症に係るＰＣＲ検査に対して、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　助成金の交付の対象となる者は、ＰＣＲ検査を受ける日において阿賀野市内に住所を有する者とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

（１）　新型コロナウイルス感染症の行政検査の対象となる者

（２）　濃厚接触者で自宅待機期間中の者

（３）　健康保険証を使用して検査した者

（助成対象費用）

第３条　助成金の対象となる費用は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に、対象者が医療機関又は検査機関において行うＰＣＲ検査に要する費用とする。

（助成金の額）

第４条　助成金の額は、１検体当たりの検査費用全額とし、助成金を交付する回数は、対象者１人につき２回を限度とする。

（助成金の申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする者は、阿賀野市新型コロナウイルスＰＣＲ検査助成金交付申請書（第１号様式）にＰＣＲ検査に係る領収書及び検査結果のわかる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　助成金の申請期間は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までとする。

（助成金の交付決定）

第６条　市長は助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、速やかに助成金の交付又は不交付の決定をし、阿賀野市新型コロナウイルスＰＣＲ検査助成金交付決定（不決

定）通知書（第２号様式）により通知するものとする。

（その他）

第７条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（有効期限）

２　この告示は、令和５年５月３１日限り、その効力を失う。